

平成24年10月18日

## 株式会社ホテル椿館に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、株式会社ホテル椿館（以下「ホテル椿館」という。）に対し、景品表示法第6条の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

ホテル椿館が提供していた宿泊プランに係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第4条第1項第1号（優良誤認）に該当）が認められました。

なお、本件は、当庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所）による調査の結果を踏まえ、当庁が措置命令を行うものです。

## 1 ホテル椿館の概要

所在地 松山市道後鷺谷町5番32号  
代表者 代表取締役 近藤 國繁  
設立年月 昭和56年12月  
資本金 3000万円（平成24年7月現在）

## 2 措置命令の概要

## (1) 対象役務

「ブランド食材を堪能♪媛っ子地鶏+坊ちゃん島あわび★」と称する宿泊プラン（以下「本件宿泊プラン」という。）

## (2) 対象表示

## ア 表示媒体

- (ア) 自社ウェブサイト（ホテル椿館 本館のウェブサイト）
- (イ) 旅行情報サイト（I S I Z E旅行byじゃらん、楽天トラベル等）

## イ 表示期間

遅くとも平成23年3月12日から平成24年6月1日までの間  
（一部の旅行情報サイトにあっては、平成24年2月29日まで）

ウ 表示内容 **別紙参照**

- 「ブランド食材を堪能♪媛っ子地鶏+坊ちゃん島あわび★」
- 「愛媛の2大ブランド食材を使った会席料理が味わえる」
- 「坊っちゃん島アワビと地鶏のコラボ♪堪能してください!」
- 「一、坊っちゃん島あわび陶板焼き」

(3) 実際

本件宿泊プランの利用客に提供していたあわびは、ぼっちゃん島あわび<sup>1</sup>ではなく、交雑種の外国産養殖あわびであった。

(4) 命令の概要

ア 前記(2)の表示は、本件宿泊プランの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を、一般消費者へ周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

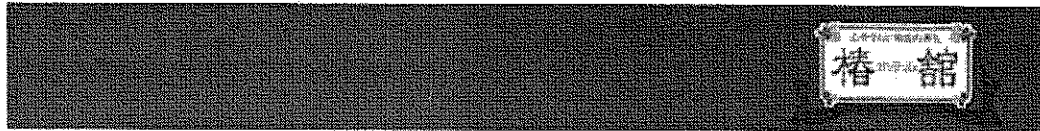
消費者庁表示対策課 担当者：竹島、関口

電 話 03-3507-9239

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

<sup>1</sup> エゾアワビという高級品に分類される品種のあわびであり、松山市の島しょ部で養殖されている。

ホテル椿館 本館のウェブサイト



宿泊プラン

道後温泉 ホテル椿館

ブランド食材を堪能♪焼っ子地鶏+坊ちゃん鳥あわび★

食事: **朝食・夕食** チェックイン 18:00~18:00 チェックアウト ~10:00

人気予約プラン

【部屋タイプ】

**和室** お家かせ和室

・バスタイレ付

【プラン内容】

愛媛の2大ブランド食材を使った会席料理が味わえる、ボリューム、味ともに当館イチオシのプランです。夕食は【お部屋】にてごゆっくりお召上がりくださいませ。

【お食事】

- 一、季節の先付
- 一、お刺身二種
- 一、伊予牛の牛鍋 白菜 青葱 横草 蒟蒻 厚揚げ うどん
- 一、季節の煮物
- 一、焼っ子地鶏のチーズ焼き
- 一、坊ちゃん鳥あわび陶板焼き
- 一、茶碗蒸し
- 一、地鶏のサラダ
- 一、釜飯
- 一、お吸い物
- 一、香の物三種
- 一、季節のフルーツ 蒟蒻水晶餅2種



坊ちゃん鳥アワビと地鶏のコラボ♪堪能してください！

※料理内容は仕入状況等により多少異なる場合がございます。  
 ※朝食はレストランでバイキングとなります。  
 (状況によって和食のセットメニューになる場合がございます。)

【お風呂】

- ・御影石で作られた落ち着いた雰囲気の大浴場
- ・日本庭園に囲まれた大小2つの『露天風呂』

日頃の疲れを道後の名湯で癒してください。